

今回は、ふるさと応援寄付金の返礼品の開発・改良に係る補助制度です。

がんばる事業者応援事業費補助金

新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受けている地域経済が回復・発展段階に向かう中で、高浜市ふるさと応援寄附金制度を活用し、新規顧客の開拓、新商品開発など「新たなチャレンジ」に果敢に取り組む市内の事業者を支援します！

◎対象者 次のすべてに該当する事業者

1. 申請時において市内に事業所を有すること。
2. 同一経費において、補助金等の交付を国、県その他の機関から受けていないまたは受ける見込みがないこと。
3. 高浜市税に滞納がないこと。

◎対象事業、条件および対象経費

補助対象事業		条件	補助対象経費
高浜市ふるさと応援寄附金の返礼品に係る	新商品開発事業	商品の開発・改良後、市内の事業所で製造・販売をする事業であること。	1 研究費 (1) 謝礼(外部専門家から指導を受けた場合の謝礼金) (2) 消耗品費(商品の容器若しくは包装材の購入費又は事業に必要な少額の物品の購入費) (3) 印刷費(パッケージ等の印刷費) (4) 運搬費(材料、資材、試作品等の送付に係る送料) (5) 委託料(調査研究・パッケージデザイン等委託費、試作品等の外注加工費) (6) 手数料(各種許認可等取得費用、成分分析・検査等費用) (7) 材料費(新商品開発のための施策に使用する原材料費) (8) 賃借料(加工施設使用料、機械リース料) 2 機器購入費 (1) 機器購入費(商品の開発や改良に必要なとなる機器の購入費) ※ただし、10万円を超える部分については、補助対象経費に含めない。
	既存商品改良事業		

今回は、
◎パンフレットやポスターの印刷による商品の単なる広告宣伝のみは対象となりません。
◎10万円を超える機械の購入費もご注意ください。

◎補助金額

- ①補助率は補助対象経費の10分の10とします。
- ②補助上限 20万円

◎申請期間と申請回数

- ①申請期間：令和4年9月30日(金曜日)まで
- ②申請回数：1事業者につき1年度1回限り

制度に関する説明や申請書等はホームページからでも閲覧・ダウンロードいただけます。

☆申請方法などは裏面をご覧ください。

申請の前には、ホームページに掲載しています「申請にあたっての手引き」で詳細を確認の上、ご申請くださいますようお願いいたします。



◎申請の流れ(交付申請から補助金交付までのスケジュール)

交付申請	交付決定	実績報告	補助金額確定通知	補助金の交付
9月30日(金)までに市役所総合政策グループまで申請してください。	申請を受け付けた順に随時交付決定にかかる通知を送ります	交付決定を受け、事業を実施いただき、事業が完了しましたら、速やかに実績報告を提出してください。 (締め切り令和5年2月28日まで)	実績報告の審査結果を随時通知いたします。	補助金額確定通知後、補助金をお振込みします。

◎申請書類等(事業実施前に提出)

- ①補助金交付申請書
- ②事業計画書
- ③見積書その他補助対象経費の金額のわかるもの
- ④高浜市ふるさと応援寄附金の返礼品として登録することに係る誓約書

◎補助金の交付申請に必要な書類(事業実施後に申請)

- ①補助事業実施報告書
- ②補助金交付請求書
- ③事業実績調書
- ④領収書その他事業に要した経費がわかる書類

◎申請書等の提出方法

交付申請書の受付期間は令和4年9月30日(金曜日)までです。
申請書の提出は、郵送と窓口での提出のどちらでも可能です。

《郵送での提出の場合》

下記の宛名に郵送してください。

〒444-1398 高浜市青木町四丁目1番地2

高浜市役所総合政策グループ 高浜市がんばる事業者応援事業費補助金担当 あて

《窓口へ持参し提出する場合》

高浜市役所総合政策グループ

(市役所本庁舎2階29番窓口)までご持参ください。

制度に関する説明や申請書等は
ホームページからでも閲覧・
ダウンロードいただけます。

◎問い合わせ先

高浜市役所総合政策グループ 電話0566-52-1111(内線332)

Eメール:seisaku@city.takahama.lg.jp

※お問い合わせ等については、できる限りEメール等でいただけると幸いです。

